

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1～14 （省略）</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第9条第3項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1～14 （同左）</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) <u>（追加）この規定の各条項および前記第9条第3項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和元年10月1日現在）</u></p>